

○沼田市移住促進トライアルハウス実施要綱

(令和7年4月1日一部改正)
(平成30年4月1日一部改正)

(目的)

第1条 沼田市(以下「市」という。)への移住を推進することにより、人口の流入を促し、市の活性化を図ることを目的として、市への移住希望者に対し、一定期間、市の風土及び日常生活が体験できる機会を提供するため、沼田市移住促進トライアルハウス(以下「トライアルハウス」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 市への移住を希望し、又は検討する者のうち、市の移住担当主管課を通じて移住しようとする者をいう。
- (2) 移住促進トライアルハウス 市が賃貸契約を締結した民間所有の住宅で、日常生活を営むための家具、電化製品などを備え、手軽に生活体験ができる住宅をいう。

(トライアルハウス)

第3条 トライアルハウスは、次のとおりとする。

所 在	群馬県沼田市久屋原町字腰越752番地8
構 造	木造瓦葺鉛メッキ鋼板葺2階建
用 途	移住促進トライアルハウス
延 床 面 積	130m ² (1階 96.88m ² ・2階 33.12m ²)
利用可能部分面積	1階 (96.88m ²)

(利用期間)

第4条 トライアルハウスの利用期間は、最短1泊2日間から最長4泊5日間とし、期間満了時の期間更新をしないものとする。

(利用資格)

第5条 トライアルハウスを利用できる者は、移住希望者かつ暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者でなければならない。

(利用申請)

第6条 トライアルハウスの利用を希望する者(以下「利用者」という。)は、あらかじめトライアルハウスの利用について、市に予約しなければならない。

- 2 利用者は、トライアルハウスの利用を開始する際、沼田市移住促進トライアルハウス利用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市に提出しなければならない。

ただし、インターネットによりオンラインで利用申請する場合は、市のホームページの「沼田市移住促進トライアルハウスーぬまた暮らしの家ー」に掲載する申し込みフォームから申請を行い、前項の申請書は省略することができるものとする。

(利用許可)

第7条 前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、「沼田市移住促進トライアルハウス利用許可書」(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用者は前条の許可書を交付された後に、市からトライアルハウスの鍵（以下、「鍵」という。）を受取り、留守や就寝時に施錠するなど善良に管理すること。この場合において、鍵を紛失したときは、速やかに市にその旨を報告しなければならない。
- (2) 利用者は、火気の取扱いに注意するとともに、備付けの備品、什器類等を適切に取扱うこと。
- (3) ごみは、原則として持ち帰ること。
- (4) トライアルハウスの利用期間が満了したときは清掃を行うとともに、直ちにトライアルハウスの鍵を市に返却し、トライアルハウスを原状に復すこと。
- (5) トライアルハウスの利用期間が満了した後、利用者の私物が放置された場合は市が自由に処分できるものとし、利用者は異議を申し立てることはできず、その処分費用を負担すること。
- (6) その他トライアルハウスの利用に関し市が必要と認める事項

(行為の制限)

第9条 利用者は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為をすること。
- (2) 就業すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) トライアルハウスの全部又は一部を転貸すること。
- (9) その他トライアルハウスの利用にふさわしくない行為をすること。

(利用許可の取り消し)

第10条 市は、利用者に前2条の規定に違反する行為があると認めたときは、第7条の許可を取り消すことができる。

(秘密の保持)

第11条 利用者は、正当な理由なく、この事業により知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(明渡し)

第12条 利用者は、利用期間が満了したときは、直ちにトライアルハウス及びその敷地を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、トライアルハウス及び敷地を現状に回復しなければならない。

(2) 利用者は、前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、市の指示に従わなければならない。

(3) 市は、利用者が第1項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、利用者の負担において、これを行うことができる。この場合において、利用者は、何らの異議を申し立てることはできない。

(立入り)

第13条 市は、トライアルハウスの防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、その職員をしてトライアルハウス及びその敷地に立ち入らせることができるものとする。

(2) 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は過失によりトライアルハウス、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに市に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情により市が特に認めた場合はこの限りでない。

2 利用者は、前項本文に規定する損害が発生したときは、直ちに市に報告しなければならない。

(事故免責)

第15条 トライアルハウスが通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、トライアルハウス及びトライアルハウス周辺で発生した事故に対して、市はその責任を負わないものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。